

# 令和2年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和3年2月9日(火) 午後2時  
場 所 市庁本館3階 議会第三委員会室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 令和3年度八戸市地域包括支援センター運営方針について …                  | 資料1 |
| (2) 令和2年度地域包括支援センター事業評価について ……<br>(県内集計結果・全国集計結果) | 資料2 |
| (3) 地域ケア会議について ……                                 | 資料3 |
| (4) 介護予防の推進について ……                                | 資料4 |
| (5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者 ……<br>の承認について      | 資料5 |

### 3. 閉 会

## (1) 令和 3 年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項において、市町村は包括的支援事業の実施に係る方針を示して、包括的支援事業を委託することができることとされている。

また、介護保険法施行規則第 140 条の 67 の 2 において、包括的支援事業を委託する者に対し、同条各号に示す内容を勘案して包括的支援事業の実施方針を示すものとされていることから、令和 2 年度における委託型地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）の運営にあたり、その方針について検討するものである。

なお、市町村が直接運営するセンターについても、平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、運営方針を定めることが望ましいとされていることから、併せて八戸市地域包括支援センターの方針についても検討するものである。

### 根拠条文等

#### ○介護保険法

（実施の委託）

第 115 条の 47 市町村は、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

#### ○介護保険法施行規則

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第 140 条の 67 の 2 市町村は、包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 1 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 3 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 第 1 号介護予防支援事業の実施方針（下線部：介護予防ケアマネジメント）
- 5 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 6 法第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議の運営方針（下線部：地域ケア会議）
- 7 当該市町村との連携方針
- 8 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

#### ○地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

##### 3 市町村の責務

##### (1) 設置

##### ②市町村との役割分担及び連携の強化

（略）また、市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

# 令和3年度 八戸市地域包括支援センター運営方針（案）

## 1. 地域包括ケアシステム構築について

八戸市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築し、「誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり」を目指す。

## 2. 八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの連携について

八戸市地域包括支援センターは、基幹型のセンターとして高齢者支援センターを統括し、指導監督や後方支援を行うことにより、圏域ごとのサービスの格差解消及び業務水準の向上を図り、高齢者に対するきめ細やかな支援を確保する。

高齢者支援センターは、高齢者の誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心・安全で自立した生活を送れるよう、保健師（看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種のチームアプローチにより包括的支援及び介護予防支援を行う。

八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、定期的に打合せを行うなど情報共有に努め、連携して効率的に業務を行う。

また、八戸市地域包括支援センターによる事業運営に関する点検・評価とあわせて、高齢者支援センター自らも自己点検・自己評価を行うことで、業務水準の向上を図り、効果的な事業運営を安定的・継続的に行う。

## 3. 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築について

地域ケア会議や在宅医療・介護連携ツールの活用、民生委員定例会や地域の会合への参加等、様々な機会を通じて、医療・介護関係者や町内会、地区社会福祉協議会等の地域関係者との連携を図り、ネットワーク構築に努める。

## 4. 介護予防の推進について

高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことができるように支援するほか、**介護予防に取り組むことができる集いの場が各地域で開催されるよう支援していく。**

また、高齢者に発生しやすいサルコペニアやフレイルは、生活の質の低下や要介護状態となるリスクを高めることから、運動機能向上及び低栄養状態の予防への取組を強化する。

## 5. 認知症総合支援事業の推進について

各高齢者支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族への支援を行う。

## 6. 地域ケア会議の運営について

地域ケア会議個別会議の実施に当たっては、医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討する。

また、地域ケア会議個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として地域ケア会議圏域会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化、構築に努める。

## 7. ニーズに応じて重点的に行うべき業務について

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を活用し、担当圏域の地域特性や実情の分析を行い、ニーズに応じて重点的に行うべき業務を明確にした上で、地域の関係機関と効果的に連携を図りながら、適切な業務を行う。

## 8. 公正性及び中立性確保について

八戸市地域包括支援センター運営協議会での協議内容を踏まえ、適切な運営、公正・中立性の確保、その他円滑な運営を図る。

また、利用者のサービス利用が特定の事業者には偏らないように配慮する。

## 9. 第1号介護予防支援事業について

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な支援を行う。

## 10. 介護支援専門員に対する支援及び指導について

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、包括的支援事業研修会等活用し、介護支援専門員の資質向上及びネットワーク構築を図る。

また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例については、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

### 【活動指標】

内容	八戸市地域包括支援センター	高齢者支援センター
1. 地域包括ケアシステム構築		
見守りネットワークへの支援	—	10回以上
3. 介護予防の推進		
介護予防実態把握	—	300件以上
介護予防教室の開催	—	24回以上
ボランティアの育成・活用	—	10回以上
4. 認知症総合支援事業の推進		
認知症地域支援推進員の配置	4人以上	1人以上
5. 地域ケア会議の運営		
地域ケア会議個別会議の開催	—	6回以上
地域ケア会議圏域会議の開催	—	2回以上
地域ケア会議推進会議の開催	1回以上	—
9. 介護支援専門員に対する支援及び指導		
介護支援専門員の個別支援	—	相談件数分

(2) 令和2年度地域包括支援センターの事業評価について(県内集計結果・全国集計結果)

※詳細については、別紙参照

<市町村指標> 59項目

- ・組織・運営体制等
- ・総合相談支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・地域ケア会議
- ・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援
- ・事業間連携（社会保障充実分）

<センター指標> 55項目

- ・組織・運営体制等
- ・総合相談支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・地域ケア会議
- ・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援
- ・事業間連携（社会保障充実分）

①八戸市と全国市町村平均の比較

※ 比較し高い方を網掛けで示している

	組織・運営体制等	総合相談支援	権利擁護	包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域ケア会議	介護予防ケアマネジメント ・介護予防支援	事業間連携 (社会保障充実分)
八戸市	84.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全国市町村	78.1%	83.8%	85.9%	66.9%	66.8%	64.8%	88.4%

②県内センター平均と全国センター平均の比較

※ 比較し高い方を網掛けで示している

	組織・運営体制等	総合相談支援	権利擁護	包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域ケア会議	介護予防ケアマネジメント ・介護予防支援	事業間連携 (社会保障充実分)
県内センター平均	81.1%	76.2%	83.4%	83.6%	89.7%	77.1%	84.0%
全国センター平均	84.2%	90.8%	89.2%	80.9%	82.5%	79.5%	89.3%

③県内センター平均との比較

※ 県内センター平均を上回る項目を網掛けで示している

	組織・運営体制等	総合相談支援	権利擁護	包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域ケア会議	介護予防ケアマネジメント ・介護予防支援	事業間連携 (社会保障充実分)
県内センター平均	81.1%	76.2%	83.4%	83.6%	89.7%	77.1%	84.0%
寿楽荘	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
はくじゅ	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
やくら	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
ちょうじゃの森	94.7%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
みやぎ	89.5%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%
アクティブ24	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
八戸市医師会	89.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
修光園	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
福寿草	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
えがお	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
瑞光園	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ゆとり	94.7%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	80.0%

④全国センター平均との比較

※ 全国センター平均を上回る項目を網掛けで示している

	組織運営体制	総合相談支援	権利擁護	包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域ケア会議	介護予防ケアマネジメント ・介護予防支援	事業間連携 (社会保障充実分)
<b>全国センター平均</b>	<b>84.2%</b>	<b>90.8%</b>	<b>89.2%</b>	<b>80.9%</b>	<b>82.5%</b>	<b>79.5%</b>	<b>89.3%</b>
寿楽荘	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
はくじゅ	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
やくら	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
ちょうじゃの森	94.7%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
みやぎ	89.5%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%
アクティブ24	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
八戸市医師会	89.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
修光園	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
福寿草	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
えがお	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%
瑞光園	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ゆとり	94.7%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	80.0%

※ 令和2年度 地域包括支援センターの事業評価に関する全国集計結果についてより（厚生労働省）

# 別紙

老振発 0704 第 1 号

平成 30 年 7 月 4 日

一部改正：平成 31 年 4 月 22 日

一部改正：令和 2 年 5 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局振興課長  
（ 公 印 省 略 ）

## 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。

他方、地域包括支援センターについては、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務として、総合相談支援業務や指定介護予防支援などが挙げられているが、地域包括支援センターによって異なっている。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要がある。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。）において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 関係）

このため、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定したので、市町村においては、個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進められたい。その実施方法の詳細については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

# 市町村及び地域包括支援センターの評価指標



1. 組織・運営体制等  
(1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4	市町村とセンターの間の連絡会を、定期的で開催しているか。	4 市町村が設置する定期的な連絡会に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している、提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 1

市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
6 (市町村指標なし)	6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6	(センター指標なし) センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。	・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7	7 センターにおいて、三職種(それぞれが配置されているか)が配置されているか。		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号の基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合(それぞれ1名以上)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・1000人未満の場合:3職種のうち1職種(1名)以上 ・1000人以上2000人未満の場合:3職種のうち2職種(2名)以上 ・2000人以上3000人未満の場合:保健師1名以上と社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか1名以上 (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
8	<p>センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター一人員)の状況が1,500人以下であるか。</p> <p>※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。</p> <p>①第1号被保険者が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下</p> <p>②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下</p> <p>③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下</p>	<p>(センター指標なし)</p>	<p>介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000～2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度における4月末時点の状況が対象</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。</li> <li>センターが複数ある場合(担当圏域が全て同規模の場合)には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。</li> <li>市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。</li> <li>①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名(2,400/2=1,200人)</li> <li>②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名(1,400/2=700人)</li> <li>→A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計:1,200+700=1,900人</li> <li>B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計:1,250+750=2,000人</li> <li>→指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。</li> <li>※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。</li> <li>・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。</li> </ul>
9	<p>センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。</p>	<p>市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。</p>	<p>・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> <li>評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
	<p>(市町村指標なし)</p>	<p>センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。</p>	<p>・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> </ul>
10	<p>センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。</p>	<p>夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にハンフレットやホームページ等で周知しているか。</p>	<p>・虐待等の緊急的な相談対応が必要となる場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。</li> </ul>

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
11	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	(センター指標なし)	・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。

## (2) 個人情報の管理

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15	個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	(センター指標なし)	・個人情報保護を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。

市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
(市町村指標なし)	個人情報持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整理し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

### (3) 利用者満足度の向上

市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
17 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されているものとして取り扱う。
18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。
19 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されているものとして取り扱う。

## 2. 個別業務

### (1) 総合相談支援業務

市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
20 市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。	センター指標なし)	・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさす、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の最終条件を定めているか。	相談事例の最終条件を、市町村と共有しているか。	相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を最終する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の最終条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の最終条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23	1年間ににおけるセンターの相談件数を把握しているか。	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24	センターからの相談事例に関する支援要請に成したか。 ※対応例)センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。

(2) 権利擁護業務

市町村指標	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
30	(市町村指標なし)	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

市町村指標	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	評価実施年度における、開催計画が対象	(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることを目的とした、地域ケア会議や事例検討会などを行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
34	介護支援専門員が円滑に業務を行うことのできるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	介護支援専門員が円滑に業務を行うことのできるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	



	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においてはセンターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

#### (4) 地域ケア会議

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	(センター指標なし)		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、予ータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにも予ータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的に以下のようなものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及及関係事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	市町村から示された地域ケア会議における個人情報取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
44	生活探助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	(センター指標なし)	自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめ、住民向けに公表しているか。	(センター指標なし)	地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	(センター指標なし)	地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられているれば、「政策を市町村へ提言している」とみなす。

### (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに周知しているか。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われる方針を定め、センターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チャエックシート等)及び多職種視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター・介護支援専門員・生活支援コーディネーター・協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか。	多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター・介護支援専門員・生活支援コーディネーター・協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。

市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
53 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの関与が適切に確保されているか、必要に応じて支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	(センター指標なし)	・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

### 3. 事業間連携(社会保険充実分事業)

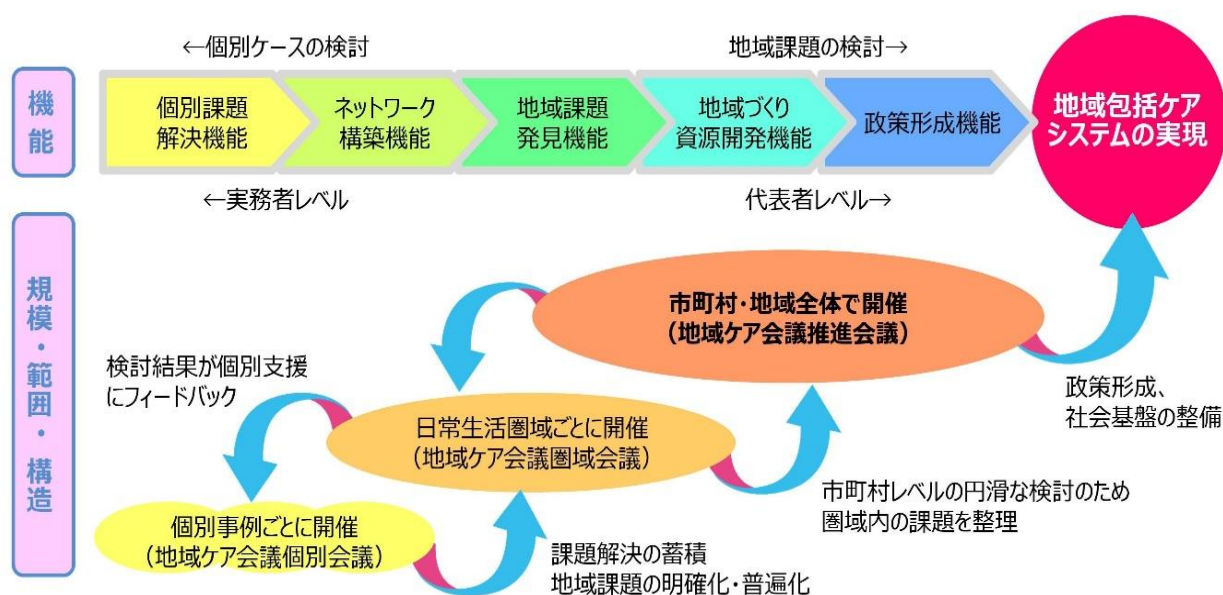
市町村指標	センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
55 医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	51 医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56 医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	52 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	53 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58 認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	54 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接提供された情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59 生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	55 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議しているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いづれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。



### (3) 地域ケア会議について

#### 1. 地域ケア会議とは

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の個別課題について、医療・介護の多職種や住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有し解決を図るとともに、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発や政策形成を図るもの。
- 開催規模や範囲、会議が有する機能により、地域ケア会議個別会議（以下「個別会議」）、地域ケア会議圏域会議（以下「圏域会議」）、地域ケア会議推進会議（以下「推進会議」）に分類。（令和2年10月6日名称改正）
- 推進会議（八戸市地域包括支援センター運営協議会）においては、各圏域会議で協議された地域課題等をもとに、地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市町村レベルの対策を協議する。



#### 2. 令和2年度 個別会議・圏域会議開催内容及び開催回数（令和2年12月末現在） （大まかに3つの区分に分類）

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ・介護保険サービスや制度に関するもの | 22回（個別会議22回）      |
| ・認知症・精神疾患に関するもの    | 17回（個別会議17回）      |
| ・地域における集い見守りに関するもの | 8回（個別会議2回、圏域会議6回） |
|                    | 計 47回             |

### 3. 主な会議のテーマ、検討内容及び導き出された支援

①個別会議（41回：サービス関係 22回、認知症関係 17回、集い見守り関係 2回）

	テーマ	検討内容	導き出された支援
サービス関係	気力体力低下の方への支援	①筋力・体力維持のために。 ②気分の落ち込みにより活動性が低下。	①好みの味、好きな料理、たんぱく質の多い食材 ②専門医受診、訪問看護の利用
	健康を維持し一人暮らしを継続できる支援	①虚弱の改善について ②自信喪失の回復（役割）	①栄養不足でフレイル予備軍、再アセスメントで改善対策 ②専門職から動作指導、能力再認識の意識づけ
認知・精神関係	ご自身が身体能力低下を受け入れられない高齢者支援	①被害妄想と拒否的で痩せてきている支援の工夫やポイント ②地域の取組み	①栄養価の豊富なおやつ、家族と一緒に食事作り、記憶を頼りにする ②生きがいづくり、情報提供と情報収集
	若年での精神疾患に認知症を発症した高齢者の支援	① 統合失調症の方の接し方 ②今後予測される事 ③支援体制	①傾聴、簡潔明瞭に、議論しない、認める。 ②望む生活の聞き取り ③転院の検討、家族から聞き取り
見守り関係	地域の見守り支援の活用	① 高齢者世帯の把握と地域での支援 ②介護者の負担軽減	①高齢者支援センター、高齢者、民生委員、ケアマネジャーの情報共有 ②介護サービスの提案
	地域全体で高齢者を見守る方法	①自立して生活している方を見守り方 ②見守り側の負担軽減の方法について ③地域全体で見守りを継続するための方法	①さりげなく、緩やかに ②見守り側と支援機関との役割分担の明確化 ③既存の地域資源の活用

②圏域会議（6回：集い見守り関係 6回）

テーマ	検討内容	今後の取組み
地域づくりネットワークの開催（上長地区）	○町内の現状と課題の共有、出席者意見交換と役割の提案	○災害時要援護者リストの具体的な対応の検討
見守りネットワーク立上げの取組み（南郷地区）	○見守りネットワーク活動の説明、島守4地区の取組状況、住民説明会の報告	○自治会長の声掛けと希望時は説明、連絡会、老人クラブ等地域の実情に合わせて検討



## 令和 2年度 地域ケア会議開催状況

令和2年12月末現在

高齢者支援センター		個別会議	圏域会議	計	個別会議（目標回数 4回）						圏域会議（目標回数2回）	
					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目
白銀・湊地区	えがお	4	1	5	7月21日	8月25日	9月8日	10月20日			12月22日	
白銀南・鮫・南浜地区	瑞光園	4		4	7月15日	8月19日	10月14日	11月18日				
大館・東地区	福寿草	3	1	4	9月9日	10月14日	12月9日				11月20日	
三八城・根城地区	みやぎ	1		1	8月4日							
市川・根岸地区	寿楽荘	4		4	7月10日	9月10日	10月12日	11月10日				
小中野・江陽地区	アクティブ24	4	2	6	7月15日	8月4日	10月14日	11月10日			11月19日	12月9日
長者・白山台地区	ちょうじゃの森	3		3	7月14日	10月14日	12月15日					
是川・中居林地区	修光園	5		5	8月11日	9月8日	10月6日	11月10日	12月8日			
田面木・館・豊崎地区	ハピネスやくら	4		4	8月12日	9月18日	10月15日	11月19日				
下長・上長地区	はくじゅ	3	1	4	9月18日	10月16日	12月18日				12月11日	
南郷地区	ゆとり	4	1	5	7月17日	9月18日	10月16日	11月27日			8月21日	
柏崎・吹上地区	八戸市医師会	2		2	10月14日	11月25日						
計（回数）		41	6	47								

サービス関係	認知症関係	見守り関係	集い関係
--------	-------	-------	------

## (4) 介護予防の推進について

### 1. 介護予防の基本的な考え

介護予防は、高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。また、心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人一人の生きがいや自己実現の取組を支援するものである。

### 2. 課題

これまでの介護予防は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、活動や社会参加を促す取組が十分でなかった。

### 3. これからの介護予防

機能回復訓練など的高齢者自身へのアプローチのほか、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりと出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも行っていくことが重要となる。

### 4. 当市の介護予防の取組

介護予防の推進を第8期高齢者福祉計画に位置付けている。

#### (1) 計画の基本目標

①高齢者が生きがいを感じながら、自らの知識と経験を生かして、地域のなかで生き生きと暮らすことができる。→施策として、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「生きがいづくりの推進・社会参加の促進」を掲げている。

#### (2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進における主な事業

##### ○自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・高齢者支援センターが公民館や生活館において介護予防教室を開催する。
- ・介護予防センターに介護予防の専門職を配置し、体力測定や朝イチ体操会、介護予防教室等各種介護予防事業を開催する。また、介護予防事業に参加した高齢者が、自主的に地域で活動できる支援を行い、高齢者同士が支え合う地域づくりを目指す。

##### ○介護予防・日常生活支援総合事業の実施

- ・通所型サービス・訪問型サービス等を実施する。
- ・緩和した基準による訪問型サービスを実施する。
- ・短期集中訪問型サービス及び通所型サービスを実施する。

##### ○地域リハビリテーション活動支援

- ・ケアマネジャー等への介護予防に関する技術的助言をする。
- ・地域ケア会議に参加する。

### (3) 生きがいつくりの推進・社会参加の促進

#### ○社会参加の促進

- ・老人クラブ活動やほっとサロンの活性化を図る。
- ・シニアはつらつポイント事業を実施する。
- ・鷗盟大学を運営する。

#### ○外出機会の創出

- ・70歳以上の高齢者に対し、市営バス及び南部バスの市内全路線に乗車できる特別乗車証を交付する。

## 5. 令和2年度の新たな取組

○新型コロナウイルスの影響で、高齢者が介護予防教室や高齢者ほっとサロン等の介護予防事業への参加や外出そのものを自粛することにより、高齢者の心身機能の低下が懸念されることから、高齢者が自分自身で取り組むことができる介護予防のパンフレットを作成し、昨年12月下旬に全戸配布するとともに、市ホームページにも掲載している。

○作成した介護予防のDVDを高齢者支援センター、高齢者サロン、老人クラブ、民生委員等に配布し、地域の中で活用していただく。

○誰もが参加できる高齢者の集いの場を白山台地区、松園町団地でモデル的に開催した。

#### 【白山台地区】

各日10時～12時まで、白山台公民館大ホールにおいて開催。

	開催日	内容	参加者数
ワークショップ①	10月24日 (土)	当市の人口と高齢率の推移、高齢者支援のあり方、体制づくり等を説明し、グループワークを行った。	49人
ワークショップ②	10月31日 (土)	町内会の見守り体制の事例紹介、「集いの場」の開催方法を説明し、グループワークを行った。次回、「集いの場」を開催することとなった。	39人
高齢者集いの場	12月5日 (土)	①アイスブレイク (緊張を和ませる雰囲気づくり) ○自己紹介 ○グループ対抗ミニゲーム ②介護予防 ○ラジオ体操 ○ストレッチ ○筋トレ ③認知症予防 ○テーマを設定して昔のことを思い出しなが らグループ内で語り合う ④レクリエーション(ニュースポーツ) ○スカットボール ○輪投げ	33人

### 【松園町団地(田面木地区)】

各日、松園地域集会所において開催。

	開催日時	内容	参加者数
情報交換	10月9日(金) 18:00~19:30	白山台地区「ワークショップ」と同様に高齢者支援について説明し、意見交換やグループワークを行った。次回、「集いの場」を開催することとなった。	7人
ワークショップ	11月4日(水) 18:00~19:30		11人
高齢者集いの場	11月25日(水) 13:30~15:30	白山台地区「高齢者集いの場」と同じ	16人

## 6. 今後の取組

高齢者の閉じこもり防止、介護予防、認知症予防、見守り、日常生活支援等を目的に、高齢者の集える場が市内各地区で開催され、高齢者が地域の中で安心して暮らしていけるような支援体制の構築を図っていく。

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

### 1. 委託事業所

事業所名（法人名）	事業所所在地	職員に関する事項		
		勤務形態	予防プラン作成経験年数	
ケアプランセンターかざみどり （株式会社アットティー）	八戸市大字尻内町字矢沢 54-2	常勤・専従	5年	※1
八戸駅西口居宅介護支援事業所 （株式会社白菊会）	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 138-2 Peer 小夏B号	常勤・兼務 常勤・専従	9年 1年	※2
たむかい寿楽荘居宅介護支援事業所 （社会福祉法人寿栄会）	八戸市田向二丁目 2-1	常勤・専従	13年	※3
居宅介護支援事業所ふれあいの泉 （社会福祉法人麗寿会）	神奈川県鎌倉市今泉二丁目 4-10	常勤・専従	6年	※4

- ※1 ケアプランセンターかざみどりについては、高齢者支援センター寿楽荘、瑞光園で委託。
- ※2 八戸駅西口居宅介護支援事業所については、高齢者支援センターはくじゅ、みやぎ、医師会で委託。
- ※3 たむかい寿楽荘居宅介護支援事業所については、高齢者支援センターみやぎで委託。
- ※4 居宅介護支援事業所ふれあいの泉については、当市に住民登録がある要支援認定者が、鎌倉市に一時的に住む間、当該地域で介護サービスを利用したいとの申出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うもの。